

熊本県内水面漁場管理委員会

第 3 5 4 回議事録

令和 5 年（ 2 0 2 3 年） 3 月 2 0 日開催

第354回熊本県内水面漁場管理委員会議事録

開催日時 令和5年（2023年）3月20日（月） 午後2時から

開催場所 ホテル熊本テルサ 3階 たい樹

出席者

（出席委員）江藤 俊男、木下 優喜、小松野 太樹、堀川 泰注、斎藤 力
神田 美希、松浦ゆかり、南本 健成

（欠席委員）皆川 朋子、福井 春菜

（水産振興課）課長補佐 鮫島 守、主幹 木村 武志

（事務局）事務局長 宮本 政秀、主幹 岡田 丘、参事 郡司掛 博昭、
技師 直江 瑠美

審 議

1 開 会

2 議 事

（1）議題

第1号議案 漁業権遊漁規則の認可及び変更認可について（諮問）

第2号議案 令和5年産うなぎ種苗特別採捕許可取扱方針の一部改正について（照会）

第3号議案 熊本県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の改正について（協議）

（2）報告

令和3年度（2021年度）資源管理の状況等の報告等について（報告）

3 閉 会

事務局	定刻になりましたので、第354回熊本県内水面漁場管理委員会を開催いたします。 委員会開催にあたり事務局から御報告いたします。本日の委員出席者数は10名中会場に6名、リモート2名、合計8名で過半数に達しておりますので、熊本県内水面漁場管理委員会規程第5条の規定に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。 議事に入ります前に配付資料の確認をさせていただきます。第354回熊本県内水面漁場管理委員会次第と書かれた資料を1部漁業関係法令集を1部お配りしております。不足している資料はありませんか。よろしいでしょうか。 それでは江藤会長よろしくお願いいたします。
議長	皆様こんにちは。 大変お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。久々の委員会だと思しますので、最後までどうぞよろしくお願い致します。 ただ今から第354回熊本県内水面漁場管理委員会を開会いたします。 議事に入ります前に、熊本県内水面漁場管理委員会規程第10条で定められております議事録署名につきましては、本日は堀川委員と神田委員にお願いいたします。 また、議事録作成後は、漁業法第145条第4項の規定により、熊本県のホームページに掲載し、公表することとします。それでは早速でございますが、議事に入りたいと思います。 なお、議事の進行につきましては、皆様の御協力を御願います。
議長	それでは議事に入ります。 第1号議案、漁業権遊漁規則の認可及び変更認可についてでございます。水産振興課から説明をお願いします。
水産振興課	水産振興課でございます。第1号議案漁業権遊漁規則の認可及び変更認可について説明させていただきます。 鏡町漁業協同組合から内共第10号第5種共同漁業権に係る遊漁規則の変更認可申請及び内共第12号第5種共同漁業権に係る遊漁規則の認可申請があり、千丁漁業協同組合から内共第13号第5種共同漁業権の遊漁規則の変更認可申請がありましたので、法に基づいてお諮りするものです。今回、申請された

認可申請及び変更認可につきましては、鏡町漁業協同組合と千丁漁業協同組合が合併することに伴う遊漁規則の改正を行うためのものとなっております。

まず、漁業権について法令集に添付している資料を用いて説明させていただきます。法令集の上から１枚目から４枚目をご覧ください。神田委員、松浦委員におかれましては画面をご覧ください。

内水面において共同漁業権にはあおのりなどの藻類、しじみなどの貝類又は農林水産大臣が指定するいせえび、あわび、なまこなどの水産動物を採捕する第一種共同漁業と、内水面で営むあゆ漁業や、やまめ漁業などの第五種共同漁業があります。熊本県内では、共同漁業権が１８件免許されております。１８件の共同漁業権の場所は、法令集又は参考資料の熊本県内水面漁業権概略図でご確認ください。

共同漁業権の免許の内容として、漁業種類や漁業の時期が規定されていますが、使用可能な漁具や採捕可能な期間等は、漁協が定める漁業権行使規則や遊漁規則に規定されています。行使規則は、免許を受けた漁協の組合員が共同漁業権に基づいて漁業を営む際のルールを定めており、遊漁規則は、漁協に所属しない遊漁者などが共同漁業権に基づいて遊漁を行う際のルールを定めたものであり、それぞれ熊本県漁業調整規則の範囲内でのルールになります。行使規則、遊漁規則共に新たに制定する場合や変更する場合には、県の認可が必要となっております。都道府県が遊漁規則の認可を行うに当たっては、漁業法第１７０条第４項の規定により、県から内水面漁場管理委員会へ意見を聴くこととなっております。

それでは、遊漁規則の主な変更点についてご説明します。今回、内共第１０号、１２号、１３号の遊漁規則の変更を予定しておりますが、鏡町漁協と千丁漁協の合併に伴う必要な変更を行うものとなっております、いずれも同様の変更となっておりますので、代表して内共第１２号について説明いたします。

資料１８ページの新旧対照表の第５条の部分をご覧ください。

左の列が現在の鏡町漁協の遊漁規則、中央の列が現在の千丁漁協の遊漁規則、右の列が合併後の遊漁規則となっております。現在の千丁漁協の事務所が閉鎖され、鏡町漁協の事務所に一本化されるため、遊漁料の納付所の住所及び名称が変更となっております。その他、新旧対照表に下線を引いている箇所がございますが、漁協の名称等の文言の修正を行っておりますので、

	適宜ご確認ください。 以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。
議長	ただ今、水産振興課から説明がありましたが、委員の皆さんから御質問、御意見はございませんか。
議長	無いようですので、お諮りします。 第１号議案「漁業権遊漁規則の認可及び変更認可」は、「特に意見なし」と答申してよろしいでしょうか。
委員	はい。
議長	はい、どうもありがとうございます。 それでは、第１号議案については、特に意見なしと答申します。 続きまして、第２号議案「令和５年産うなぎ種苗特別採捕許可取扱方針の一部改正」について、水産振興課から説明をお願いします。
水産振興課	水産振興課です。第２号議案「令和５年産うなぎ種苗特別採捕許可取扱方針の一部改正について」、皆様のご意見を伺いたく、照会させていただいております。座って説明させていただきます。 資料２７ページをご覧ください。令和５年３月１３日付で令和５年産うなぎ種苗特別採捕許可の期間延長についての要望書が、熊本県養鰻漁業協同組合の木下代表理事組合長より提出されました。要望書の内容を簡単に説明させていただきますと、本県のうなぎ種苗、すなわちシラスウナギの採捕は令和４年１２月２０日から始まっておりますが、魚影がなく休漁が続き、２月から少しずつ採捕されるようになりましたが、過去最低水準の状況です。そのため、現状の本県の採捕量は県内養鰻業の必要量の数パーセントのみの危機的状況であることから、令和５年４月１１日から同年４月３０日までの許可期間を延長してほしい、というものです。 それでは改正内容についてご説明します。資料の２８ページをご覧ください。まずは、本県の採捕量の現状と、養殖場へシラスウナギを入れることを池入れといいます。全国的池入れ状況について説明します。図１をご覧ください。横軸は漁期年

を、縦軸は本県の採捕量を示しており、黒塗りが３月１０日までの累計採捕量を、白抜きが当該漁期の最終的な合計採捕量を示しております。赤の矢印で示しております平成３０年漁期に、本県で期間の延長を実施しました。平成３０年漁期と本年の採捕量を比較しますと、３月１０日までの累計採捕量は本年が若干上回っていますが、同様の水準となっています。図２をご覧ください。横軸は月を、縦軸は全国の各月の推定池入れ量を示しています。ここで、推定池入れ量とは、水産庁が公表している国内の月間池入れ量から、財務省が公表しているシラスウナギの輸入量を差し引いた値となっています。直近で本県において採捕量の多かった令和２年や令和３年は、全国でも１２月から池入れが始まり、３月でおおよその池入れが終了しているような状況でしたが、採捕量の少ない平成３０年は、３月から４月に池入れ量が増加し、シラスウナギの来遊が例年よりも遅れたような状況でした。本年においては１月までのデータとなっていますが、平成３０年と同様の池入れ量となっており、平成３０年と同様に、今後、採捕量が増加する可能性もあります。

次のページをご覧ください。改正内容の新旧対照表を載せております。左が改正前、右が改正後となっており、改正した箇所を赤字で示しています。ここで、３月に入り河川の水温上昇とともにアユやモクズガニの遡上が活発になっていることから、資源保護のために資源への影響の少ないたも抄いのみ延長したいと考えています。改正箇所については、内水面のたも抄いの「許可及び採捕の対象期間」を令和５年４月１９日から同年４月３０日に延長し、内水面及び海面のたも抄いの「許可期間及び採捕の期間」の「連続した１００日以内の期間」という文言を削除し、「許可及び採捕の対象期間内」としたいと考えています。また、第２３条３項の「許可期間及び採捕の期間の延長は行わないものとする」という文言を削除したいと考えております。

ここで、第２３条１項の最後の一文を見ていただくと、「ただし、採捕の期間は、関係漁業権者と調整のついた期間とする。」と記載されております。この文言に関しては改正しないため、たも抄いの期間の延長は可能となりますが、あくまでも調整のついた場所のみ、ということになります。次のページ以降に改正後の取扱方針案の全文を載せておりますので、お時間のある時にご確認いただければと思います。

以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長	ただ今、水産振興課から説明がありましたが、委員の皆さんから御質問、御意見はございませんか。
堀川委員	延長していただいてシラスウナギが少しでも取れば、漁業者にとって良いと思います。延長に意義ありません。
議長	他にありませんか。
委員	ありません。
議長	ないようですので、異議がない旨を回答してよろしいでしょうか。
委員	はい。
議長	それでは、異議ない旨を回答します。 続きまして、第３号議案「熊本県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の改正について」事務局から説明をお願いします。
事務局	委員会事務局でございます。着座にて説明させていただきます。 個人情報保護法の改正により、熊本県内水面漁場管理委員会の保有する「保有個人情報の開示等に関する規程」の改正が必要となりました。本規程は、当委員会が保有する個人情報や文書について、開示請求があった際の手続き等を定めた規程になります。 まず、個人情報保護制度の見直しについて概要をご説明します。資料４０ページをご覧ください。 左側が現行、右側が見直し後となっております。これまでは、総務省が所管する行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護委員会が所管する個人情報保護法の３つの法律がございました。 これら３つの法律で「個人情報保護」取扱いの規定や運用に違いがあり、個人情報のデータを取扱う上で、全国共通ルールを定める必要が出てきました。そのため、新しい「個人情報保護法」として一本化し、国、県、民間事業者が統一的な個人情報の取扱いをするという見直しが行われました。では、この改

	正がなされた背景について概要をご説明します。 資料４１ページをご覧ください。 これまで、都道府県などの地方公共団体においては、それぞれが個人情報保護条例を制定するなどして個人情報保護制度を定めております。しかし、資料中段の表にありますとおり、各地方公共団体の個人情報保護制度に差があるという問題がございます。あるＡという市では国と同じ水準の個人情報保護条例を定めていますが、Ｂ組合では条例を全く定めていない、Ｃ市では個人情報保護条例を定めているが、定めている条項が少ないといった、個人情報の保護に必要な規程を定めていない場合がある一方で、Ｄ市のように過剰に条項を設定している場合やＥ市のように手続きが煩雑な団体があるなどの問題がありました。そこで、新しい個人情報保護法により、共通ルールを設定することで、基本的な個人情報の取り扱いを統一することとなっております。 資料８７ページをご覧ください。 新旧対照表を示しております。今回、個人情報保護法の改正が多岐にわたるため、委員会の規程も大きく変更となっております。従いまして、既存の規程を廃止し、新たな規程を制定することとなりました。 資料４５ページをご覧下さい。 今回の改正に伴う規定案を示しています。個別の規定の説明は時間の関係で省略させていただきますが、熊本県の知事部局において、同様の規程の変更を行っている県政情報文書課から提供のあった規程案を元に、今回の個人情報保護法の改正に合わせた改正を行っております。 以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、事務局から説明がありましたが、委員の皆さんから御質問、御意見はございませんか。
議長	ありませんか。
委員	ありません。
議長	それでは、特に無いようですので、第３号議案については、事務局の案のとおり規程を制定することとしてよろしいでしょうか。

委員	はい。
議長	ありがとうございます。 それでは、第３号議案については、事務局の案のとおり規程を制定することとします。 次に報告に移ります。「令和３年度（２０２１年度）資源管理の状況等の報告等について」、水産振興課から説明をお願いします。
水産振興課	水産振興課でございます。よろしくお願いします。 令和３年度（２０２１年度）資源管理の状況等の報告等について報告いたします。 資料は９６ページからになります。着座にて説明いたします。 第五種共同漁業権に係る令和３年度増殖実績及び令和４年度予定増殖量についてご報告します。 はじめに、第五種共同漁業権に係る増殖義務についてご説明します。会場の皆さまは前方のスクリーンを、オンラインでご出席の皆さまはパソコン等の画面をご覧ください。 河川、湖沼等の内水面における第五種共同漁業権におきましては、漁業法第１６８条において、当該漁業権の免許を受けた者が当該内水面において水産動植物の増殖をする場合でなければ、免許してはならない、と定められています。つまり、この免許を受けた内水面漁協は、免許された水産動植物の増殖が義務になります。 この増殖については、発眼卵放流、稚魚又は親魚の放流、産卵床の造成などの積極的な人為的手段による増殖に加え、堰堤（えんてい）等により移動が妨げられている滞留魚の汲み上げ放流（あゆ等）や汲み下ろし放流（もくずがに等）も含まれます。 一方で、漁具、漁法、漁期等の制限・禁止による消極的行為については、増殖に含まれない、と水産庁から示されております。 県では、内水面漁協の増殖事業の実績と計画について、毎年ヒアリングを行い、河川環境や資源の状況に応じた増殖がなされるよう指導や情報提供を行っております。 今年度につきましても、令和３年度の増殖実績及び令和４年度の予定増殖量について、令和４年５月から６月にかけてヒアリングを行い、その後、報告内容を精査するとともに、必要に

応じて追加のヒアリングを実施しております。

少し後ろのページになりますが、１０８ページに漁業権の位置図をまとめております。そちらをご覧ください。

当該実績及び計画の報告対象となる第五種共同漁業権は、内共第１号から内共第１８号のうち、内共第９号を除く１７件となっております。

なお、次のページには、各漁業権の漁業種をまとめております。後ほどご覧ください。

それでは、報告内容の説明に移ります。９７ページをお願いします。こちらは、令和３年度の増殖実績を表にしております。

表の１行目の「義務放流実施分」とは、遊漁料や行使料等により実施したもので、計画、実績に併せて、各漁協の履行状況を確認しています。

なお、１行目の右側にあります「（参考）自主放流実施分」につきましては、県市町村からの委託・補助等その他により実施したものを参考として記載しております。単位につきましては、稚魚等の放流や堰堤（えんてい）からのすくい上げによる場合は重量（kg）、発眼卵を設置した場合にはその卵数（万粒）、産卵床造成の場合は面積（㎡）としております。

具体的実績についてご報告します。

はじめに「対象魚種」のうち、「こい」につきましては、全漁協の実績が記載されていません。これはコイヘルペスウイルス病のまん延防止の観点から、「こい」の移動制限に係る本委員会の指示があるためです。

「こい」以外については、義務放流実施分につきましては、一部、計画数量に満たない状況等がみられております。例えば、「わかさぎ」の発眼卵やもくずがになど、種苗の生産地の不漁により種苗の入手ができず計画に満たなかったものや、価格が高騰し、計画通りの数量を確保できなかったもの、また、河川の増水のため産卵場造成ができなかったといった事例がありました。

全体として概ね実施されていますが、増殖を未実施の漁業種については、漁業権者に対し、漁場の活用状況に見合った量で、放流や産卵時期に合わせた産卵床造成等の増殖を実施するよう、求めてまいります。

次に、令和４年度の予定増殖量です。１０１ページをお願いします。各漁協、概ね例年どおりの放流量を予定しているというところで報告を受けております。

今後、令和４年度の実績報告等について、漁協へのヒアリン

グを進めてまいります。

令和３年度増殖実績及び令和４年度予定増殖量の報告については以上です。

続きまして、令和３年度資源管理の状況等の報告についてご報告します。１０５ページをご覧ください。

はじめに、「１ 資源管理状況等の報告の義務化」についてです。令和２年１２月１日に施行された漁業法第９０条第１項及び漁業法施行規則第２８条第１項において、漁業権者は、漁業権の内容である漁業について、資源管理の状況や漁場の活用の状況等を１年に１回以上、知事に報告することが義務付けられました。

また、同法第９０条第２項及び同規則第２８条第３項において、知事は漁業権者からの報告に係る事項に関する意見を付して、１年に１回以上内水面漁場管理委員会に報告することが義務付けられました。

今回の報告は、内水面の漁業権に係る令和３年度の行使実態について、当該漁業権者から県に報告された内容を委員会へ報告するものです。

次に、「２ 報告方法」についてです。

令和３年１１月に第一種共同漁業権について、令和４年５月に第五種共同漁業権について、「漁業法第９０条報告」に関する文書を発出し、令和３年度分について、報告を求めました。

対象漁業権は、内共第１号から内共第１８号の１８件あり、内訳は、先ほどの報告でご紹介しました第五種共同漁業権の１７件に加えて、第一種共同漁業権が６件となっております。今回、この全てについて報告がなされております。

漁業権の位置図は１０８ページに、各漁業権の漁業種は１０９ページにまとめております。後ほどご覧ください。

次に報告内容です。１０５ページにお戻りください。「ア 資源管理の状況」については、①漁業関連法令の遵守、②休漁日や漁獲上限の設定等、③「しじみ」、「はまぐり」などの定着性水産動植物の種苗放流や産卵場造成等の増殖の取組状況になります。なお、③は第一種共同漁業権のみとなっています。

「イ 漁場の活用状況」については、①漁業権の種類、②漁業の名称、③組合員行使権者数、④延べ操業日数又は操業期間、⑤漁獲量になります。なお、第五種共同漁業権については、①から⑤に加えて、⑥遊漁券の販売枚数又は先ほどご報告しました漁種別増殖実施量となります。参考までに、１０９ページ、１１０ページに漁業権別の報告様式を添付しておりますので、

後ほどご確認ください。

次に１０６ページをお願いします。「３ 漁業権の『適切かつ有効』の判断及び報告に係る事項に関する意見」についてです。

まず、「（１）判断の方法」です。「適切かつ有効」については、各漁業権者からの報告内容に加えて、漁業権者への聞き取りを行った上で判断しました。

それでは、「（２）報告及び聞き取りによる状況の整理」についてご説明します。

こちらは、１０６ページと１０７ページを見開きでご覧ください。まず、３（２）の「ア 第五種共同漁業権」です。１０７ページの上段の表の①、②にありますように、漁業関係法令について及び採捕の制限に関する取組みの実施等については、全ての漁業権者で遵守されていました。また、③定着性水産動植物の資源の増殖に関する取組みの実施状況ですが、第五種共同漁業権は該当なしです。

次に、④の「漁場の活用状況」です。増殖が未実施であった８漁業権、１１漁業種については、種苗等の入手が困難として放流を実施していませんでした。加えて、過去の状況も整理したところ、そのうち６漁業権、９漁業種は、複数年、最大で８年にわたり、増殖に取り組んでいない状況でした。

続いて、「イ 第一種共同漁業権」についてです。

１０７ページの下段の表の①、②にありますように、漁業関係法令について及び採捕の制限に関する取組みの実施等については、全ての漁業権者で遵守されていました。

次に、③定着性水産動植物の資源の増殖に関する取組みの実施状況ですが、３漁業権、１漁業種で放流等が実施されていました。

最後に、④の「漁場の活用状況」です。表からも分かるように、漁獲が無い漁業権が３漁業種ありましたが、これは、資源量の減少によるもので、各漁業権者によって、放流や禁漁等による資源管理が行われております。

これらの結果を基に、１０６ページ「（３）判断結果と報告に係る事項に関する意見」を整理しました。

まず、第五種共同漁業権についてです。

先ほどお示したように、８漁業権、１１漁業種については、増殖事業が実施されていないため、漁業種としては増殖義務を果たしていないことになります。

当該漁業種については、対象となる漁業権者に対し、漁場の

	活用状況に見合った量で、放流や産卵時期に合わせた産卵床造成等の増殖を実施するよう、求めてまいります。 次に、第一種共同漁業権についてです。 こちらは、放流や禁漁等により資源量の回復を図るなど、資源の管理及び漁場の活用がなされており、当該漁業権は、「適切かつ有効」活用されております。 今後は、毎年度、同様の判断を行い、内水面漁業権が「適切かつ有効」に活用されるよう、県としての責務を果たしてまいります。 以上で報告を終わります。
議長	ただいま、水産振興課から説明がありましたが、委員の皆さんから御質問、御意見はございませんか。
齊藤委員	１０８ページについてですが、白川はどこからどこまでが漁業権の範囲でしょうか。下流までは行っていないと思いますので。
宮本事務局長	１０８ページの点線の部分、小碓橋から上流になります。上流端は、白川と黒川に分かれます。上流側に線が記載されていると思いますが、そこに堰がございまして、そこまでが漁業権でございます。
齊藤委員	図に小碓橋と記載してもらえればもう少し分かりやすいのではないかと思います。
宮本事務局長	分かりました。
齊藤委員	１０１ページに記載してある、義務放流実施分と自主放流実施分は、どういう違いがあるのか教えてください。
水産振興課	義務放流実施分は、遊漁券の販売や行使料に基づいて放流を実施するものになりまして、右側の自主放流実施分は、市町村の補助金等を活用して放流するものとなっております。
齊藤委員	ありがとうございました。
議長	ほかに何か御意見はございませんか。

議長	無いようですので、「令和３年度（２０２１年度）資源管理の状況等の報告等について」の報告を終わります。 本日、事務局が予定した議題等は以上ですが、皆さんから他に何かございませんか。
議長	ちょっといいですか。シラスウナギの期限が１００日と決まっている中ですね、今年は追加で何日か延びると思いますが、毎年毎年ではないですよ。
水産振興課	今年は、特別に４月３０日までということで照会させていただきましたが、来年はうなぎ種苗特別採捕許可ではなく、うなぎ稚魚漁業という、知事許可漁業になることになっております。現在、知事許可化へ向けて県内関係者の聞き取りや既に知事許可化をした他県への聞き取りを実施しているところであります。基本は、特別採捕許可を知事許可にスライドさせるような形で方針を考えているんですけども、詳細は検討中となっております。ただし、期間についてですが、水産庁の技術的助言の中で１２月１日から翌年の４月３０日までの間とされておりますので、それ以外の期間になるということはございません。
議長	はい。分かりました。 他にありませんか。
議長	事務局から何かありませんか。
事務局	３点ご報告させていただきます。 まず、前回の委員会で松浦委員からありました、しゃくを水中ポンプで干潟の泥ごと吸い込み、密漁しているという件に関する情報です。関係する八代漁協に確認しましたところ、確認しているだけで昨年６月から３回の密漁を確認しており、八代海上保安署に通報し、警戒をしてもらっており、八代漁協としても監視を強化しているが、なかなか摘発には至っていないとのことです。県としましても、漁業取締事務所と情報共有し、警戒監視をしているところです。１点目については、以上です。 ２点目に、齊藤委員から要望のありました、河川の種苗放流等の現地視察についてです。現在、いくつかの漁協さんと調整しているところですが、４月以降アユの中間育成魚の放流が予定されています。いくつか候補日を委員の皆様提示しまして、ご希望に応じてご参加いただけるよう調整したいと思います。

	後日視察に関するアンケートをお送りしますので、宜しくお願い致します。 ３点目に次回の内水面漁場管理委員会の開催についてです。令和６年１月１日に、内水面の漁業権の切替が行われます。現在、切替に向けて作業を進めているところですが、切替に当たり、内水面漁場計画策定方針を定める必要がございます。この方針を定める際、内水面漁場管理委員会から御意見をお伺いすることとしておりますが、手続きのスケジュール上、４月中に策定する必要があります。そこで、来月中旬から下旬ごろ次回の委員会を開催させていただきたいと考えております。お忙しいところ恐れ入りますが、後日日程調整をさせていただきますので、宜しくお願い致します。 以上、事務局からの報告になります。
議長	他にありませんか。
事務局	ありません。
議長	ないようですので、これをもちまして第３５４回熊本県内水面漁場管理委員会を閉会します。皆様お疲れ様でした。